

子ども・子育て支援 新制度スタート



子育てしやすく働きやすい社会を目指し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。新制度では、「認定こども園」を整備し幼児教育・保育の一体化の推進が大きな柱となっています。市では全国に先駆け、認定こども園を整備し幼児教育と保育の充実を推進してきました。これからも新制度を活用して、子育てしやすい山武市を目指していきます。

新制度で変わったこと

支給認定が必要

幼稚園・保育園・こども園で保育サービスを受けるには、「支給認定」が必要になりました。認定の区分は、子どもの年齢や保護者の就労状況などにより3つ（1号～3号）に分かれました。

【1号認定子ども】満3歳以上で教育を希望する場合（幼稚園児・認定こども園短児部）

【2号認定子ども】満3歳以上で保護者の就労状況などにより保育を必要とする場合（保育園児・認定こども園長児部）

【3号認定子ども】満3歳未満で保護者の就労状況により保育を必要とする場合（保育園児・認定こども園長児部）

保育料と算定方法

新制度への移行にともない保育料の階層区分・料金・切り替え時期および算定方法が変更になりました。

【1号認定子ども】（幼稚園児・認定こども園短児部）の保育料は、

それぞれ幼稚園と認定こども園短児部で月額保育料でしたが、「市民税所得割額」に基づき公立と私立ごとに5階層に区分されました。

【2号認定子ども・3号認定子ども】（保育園児・認定こども園長児部）の保育料の算定方法は「所得割額」から「市民税所得割額」に変わりました。歳児区分は「0・1・2歳児区分」「3歳児区分」「4・5歳児区分」の3区分変更となり、各歳児区分に「保育標準時間」「保育短時間」の2つに分けられました。

【1号認定子ども・2号認定子ども・3号認定子ども】それぞれの保育料の算定基準になる当年度分の「市民税所得割額」は6月に確定されることから、4月分～8月分の保育料は、前年度分の「市民税所得割額」に基づき算定しています。このため、保育料の切り替え時期が9月になり、9月分～3月分の保育料は、当年度分の「市民税所得割額」により算定します。

一時保育・預かり保育・時間外保育の名称と利用手続き

こども園での保育サービスの名

称と利用手続きが変わりました。生後10カ月から未就園児前までのお子様が利用できる「一時保育」は「一般型一時預かり」に名称が変わり、利用できる日数・保育料・申込方法等が変更になりました。今までは、子育て支援課窓口で受け付けをしていましたが、利用する7日前までに、直接利用希望のこども園へ申し込み手続きをしてください（「子ども医療費助成受給券」が必要です）。電話での申し込みは受け付けておりませんのでご了承ください。

こども園短児部のお子さんが利用している「預かり保育」は「幼稚園型一時預かり」に名称が変わり、就労・就学等で週3日程度、保護者の疾病、出産等により緊急的に保育が必要な場合には、月7日程度の利用が可能になりました。また、こども園長児部のお子さんが利用している「時間外保育」は「延長保育」に名称が変わりました。「月単位利用」「臨時利用」については、申込方法、料金等の変更はありません（月単位利用の申し込みは前月の15日までに申し込みください）。

園 子育て支援課

☎0475(80)2632

松尾高校が平成27年度スーパーグローバルハイスクール指定校に決定

文部科学省は平成27年度スーパーグローバルハイスクール指定校として、全国から56校（国立7校・公立31校・私立18校）を選出し、そのうちの1校に松尾高校が選ばれました。

これは、平成27年度から5年間の指定期間で、高校生が実際に海外に行き、現地調査やフィールドワークなどを通じ、国際経験を積むとともに、国際化を進める大学や企業などとの連携により、社会課題に対する関心と深い教養に加え、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーを高等学校段階から育成するものです。

松尾高校の研究開発テーマは「地域から考えるグローバルエイ

ジング研究」（福祉と高齢化）で、グローバル人材育成に対応します。福祉分野と高齢化をテーマに調査・研究を行い、地元から日本、北欧、東南アジアに広げながら、諸問題の対応に寄与できるグローバル人材の育成を目指します。こうした研究を通じて高校の魅力化を図り、今後も市と高校が一体となって松尾地域の賑わいを進めていきます。



1000km縦断リレー開催決定

東日本大震災の風化を防止し、全国と被災地との絆を深めるため、青森から東京まで、被災地をランニングと自転車をつなぐ1000km縦断リレーが開催されます。

今回で3回目の開催となりますが、市内では、「道の駅オライはすぬま」「蓮沼海浜公園」「本須賀海岸」を中継所として東北から東京までのリレーをつなぎます。詳しい日程等については次号以降でお知らせします。

東京オリンピック・パラリンピック戦略推進室
☎0475(80)1633

行政相談委員に委嘱

4月1日付で、次の3人の方が行政相談委員として総務大臣から委嘱されました。



小川一也氏
(再任)



尾高秀征氏
(新任)



小川精子氏
(新任)

行政相談委員は、国の仕事や行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する問い合わせなどの相談を無料で受け付け、解決のための助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

総務省千葉行政評価事務所

行政相談苦情110番

☎0570(090)110
☎043(244)1100
☎043(246)9829

人権擁護委員の日

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、この日を「人権擁護委員の日」と定め、一層の人権尊重思想の啓発に努めています。



椎名委員による人権教室

市では人権相談所を開設します。お気軽に人権相談所をご利用ください。

日時 6月1日(月)
午後1時30分～4時

場所 市役所第1会議室

※予約不要・相談無料

人権擁護委員を紹介します。

成東地区	山武地区	蓮沼地区	松尾地区
小山 和典氏	松村 俊紹氏	椎名 偉氏	秋葉 利一氏
浅葉 治雄氏	佐久間 洋子氏	加瀬 英子氏	伊丹 秀次郎氏